

# 自家用電気工作物保安管理業務委託（大野岱地区揚水機場） 特記仕様書

## 1 適用

この特記仕様書は、大野岱地区揚水機場における自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という。）について定める。

業務の履行においては、「建築保全業務委託標準仕様書（最新版）秋田県」に基づき実施しなければならない。なお、一般事項については、「建築保全業務共通仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」を適用する。

## 2 委託諸元

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 委託名称   | 自家用電気工作物保安管理業務委託（大野岱地区揚水機場）         |
| (2) 事業場所在地 | 大野岱地区揚水機場<br>北秋田市米内沢字根小屋下 1 1 5 - 5 |
| (3) 需要設備   | 容量 300kVA、電圧 6,600V                 |

## 3 業務履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

## 4 目的

電気事業法に定めるところにより、大野岱地区揚水機場の自家用電気工作物保安管理業務を委託するものである。

## 5 電気工作物の概要

単線結線図のとおり

## 6 業務内容

### (1) 定期点検

定期点検として、月次点検及び年次点検を実施するものとする。内容は次のとおり。

#### ア 月次点検（4月から10月までの間）

主として運転中の電気工作物の点検及び試験・測定等を別表「点検項目表」により行うものとする。

#### イ 年次点検（4月から10月までの間中）

主として電気工作物の運転を停止して点検及び試験・測定等を別表「点検項目表」により行うものとする。

ただし、日時等詳細は打合せにより決定する。

### (2) 臨時点検

臨時点検は、電気工作物に異常が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合に行う。その際、別表「点検項目表」によるほか、次により行うものとする。

ア 次に挙げる電気工作物については、その都度異常状況の確認・絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。

(ア) 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物

(イ) 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作の原因となった電気工作物

(ウ) その他異常が発生した電気工作物

イ 高圧受電設備に事故発生のおそれがある場合は、その都度点検・測定及び試験を行う。

ウ その他、次に挙げる電気工作物について特に必要と認めた場合は、点検及び試験を行う。

(ア) 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合、計器校正試験を行う。

(イ) 遮断器・開閉器と継電器の結合動作試験において、所定の動作をしなかった場合、継電器動作特性試験を行う。

(3) 巡視点検を実施した結果、経済産業省令に定める技術基準、又は電気用品取締法の規定に適合しない事項があるとき、また事故発生等の場合、応急措置等をとるとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止の指示、指導を助言するものとする。（必要の都度）

(4) 11月から翌年3月までの間は、自家用構内第1柱に取り付けした高圧気中開閉器を開放し、点検を行わないものとするが、継続的に異常が無いか監視を行うものとする。

(5) 不良箇所改修の指導助言（必要の都度）

(6) 電気事業法及び関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続の指導（必要の都度）

(7) 電気事業法及び関係法令に基づく立入検査の立会（必要の都度）

(8) 電気事業法及び関係法令に定める保安管理業務外部委託に関する手続の助言（業務開始時）

(9) その他

上記（1）～（8）以外の業務については、本委託契約の範囲外とするが、その都度別途契約にて実施するものとする。

また、次表に掲げるものについては、点検及び試験の一部又は全部を実施しないものとする。

（点検及び試験の一部又は全部を実施しない電気工作物）

電気工作物の種類	実施しない点検及び試験
取扱に法令による特定の資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械群のように取扱に高度の専門技術を要するもの（昇降設備等）	主開閉器から各機器の1次側電路までの点検及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験
移動して使用する電気機器及びそれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるもの及び点検時現場に置かれているもの以外のものの点検及び試験

## 7 業務を実施する者の資格

電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に該当すること。

## 8 検査確認

毎月の電気設備点検記録書及び年次点検記録書はその都度提出し、検査確認を受けるものとする。

ただし、11月から翌年3月までの点検を実施しない期間においては各月毎に、電気設備報告書を提出すること。

また、委託期間終了後には完了届けを提出すること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項は協議により定めるものとする。

点検項目表

別表

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設 備	点 検 項 目	定 期 点 検			臨時点検
		月次点検	年次点検		
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
引 込 設 備	区分開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験		○	
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受 電	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
継電器の動作試験				○	
変 圧 器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
	絶縁油の酸価度試験			○	
	絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○	
コ ン デ ン サ 、 リ ア ク ト ル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
計 器 用 変 成 器 、 零 相 変 流 器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避 雷 器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母 線 等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
そ の 他 の 高 圧 機 器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		

設 備	点 検 項 目	定 期 点 検			臨 時 点 検
		月次点検	年次点検		
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	
		電圧、電流の測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		計器校正試験			○
		シーケンス試験			○
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○	
		許容誤差試験		○	
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定		○	
		漏えい電流測定	○		
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	
配電設備	電線路	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
負荷設備	機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、制御配線	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
非常予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動、停止試験	○	○	
		継電器の動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		電圧、周波数（回転数）の測定	○		
		継電器の動作試験			○
			インターロック試験		○

設 備	点 検 項 目	定 期 点 検			臨時点検
		月次点検	年次点検		
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重測定		○	
		液温測定		○	
充電装置及び付属装置		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	

- 注 1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 2 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
- (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
  - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
  - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又は PCB 油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
  - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
  - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
    - a 引込設備の区分開閉器
    - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
    - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
  - (6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、その構造上測定できない場合に限り省略する。
- 3 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
  - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
  - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に替えることがある。
- 4 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。